

平成28年11月2日  
四国電力株式会社

## 伊方発電所における使用済燃料の処分方法に係る 原子炉設置変更許可について

当社は、平成28年8月16日に、伊方発電所1号機、2号機および3号機の「使用済燃料の処分の方法」の一部変更について、原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会へ提出いたしました。

(8月16日お知らせ済み)

その後、原子力規制庁の審査において、記載内容について明確化すべき箇所が抽出されたことを受け、当該箇所を申請書に反映し、9月16日に、補正書を同委員会へ提出いたしました。

(9月16日お知らせ済み)

本日、原子力規制委員会より、本変更について許可をいただきましたので、お知らせいたします。

### (主な変更内容)

- ・「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律(以下『再処理等拠出金法』)」の公布により、使用済燃料の再処理に係る事業者が、これまでの原子力事業者および再処理事業者の2者から、原子力事業者、認可法人(使用済燃料再処理機構)および再処理事業者の3者に変更になることを踏まえ、記載を変更した。
- ・これまでは原子力事業者が再処理の委託先を確保できていることについて政府の確認を受けることとしていたが、「再処理等拠出金法」の公布により、今後は、使用済燃料再処理機構が再処理等を行うこととなる。従って、再処理の委託先についての政府の確認に係る記載を削除した。

以上